省令

○**財務省令第五十三号**

国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）別表第二の一の備考二の規定に基づき、国家公務員等の旅費支給規程の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年五月十一日

財務大臣　麻生　太郎

国家公務員等の旅費支給規程の一部を改正する省令

国家公務員等の旅費支給規程（昭和二十五年大蔵省令第四十五号）の一部を次のように改正する。

第十七条第二号及び第四号並びに第十八条中「グルジア」を「ジョージア」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。